

職場意識改善計画

平成 21 年 6 月 8 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
① 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目) 事業場内における話し合いの機会を整備するために、労働時間等設定改善委員会を設ける。当社には労働組合が組織されていませんので、労働者の過半数を代表する者と協議し、この委員会の委員、任期、委員会の運営等について協議する。</p> <p>(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会の定期的な開催を実施する。労働時間等設定改善委員会においては、年間の労働時間の設定、年次有給休暇の計画、労働時間制度の見直しなど様々な議題を扱うこととし、年4回を目標として定期的な委員会の開催し、事業場内の労働時間等の設定の改善に努めたい。</p>
② 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目) 事業場内における職場意識を改善するために、労働者各々から労働時間等の個別の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を決め、職場内の労働時間等の設定の改善の取組を推進するための意見、要望等の受付体制を整備する。また、労働者に対しても受付体制や担当者について周知を図る。</p> <p>(2年度目) 労働時間等の苦情、意見、要望を受け付ける担当者の労働者への周知徹底を図るとともに、職場意識改善に向けた取組を進める体制を確立するため、労働時間等の設定の改善を進めるための責任者を設け、労働者に周知を図る。</p>
2 職場意識改善のための措置	
① 労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目) 職場内の労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、事務所、休憩所等の見やすい場所への掲示、また、朝礼等により労働者全員に周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目) 1年度目に引き続き、職場意識改善計画のポイントを労働者全員に周知徹底を図る。 できたら自社ホームページを開設し、職場意識改善計画を掲載し公表する。</p>
② 職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識改善の必要性について、主に管理職等に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修会を最低年1回開催し、管理職等に対する周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目) 1年度目に引き続き、研修会を複数回開催することとし、仕事と生活の調和に向けた職場意識改善を図るため、外部から講師を招き研修会を最低1回開催することにより、管理職等に対する職場意識改善に向けた意識啓発の徹底を図る。</p>

職場意識改善計画

平成 2 / 年 6 月 8 日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	
① 年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 年次有給休暇の取得促進のため、労働者が年次有給休暇を確実に取得できるように有給休暇管理簿を作成し、取得の予定、実績等の状況を把握し、年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、まとまった取得を可能とする体制の整備する。なお、1年度目は計画付与制度の導入に必要となる労使協定等の締結など所要の調整を行う。</p> <p>(2年度目) 引き続き年次有給休暇の取得促進のため、計画的付与制度の周知・徹底を図るとともに、個人別の年次有給休暇管理簿の実績を把握し、取得が進んでない労働者に注意喚起を行うなど取得促進を図る。</p>
② 所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 管理職等に対する研修の実施や職場意識改善計画の労働者への周知等により、労働時間に対する意識改革を行う。所定外労働を削減を図るため具体的にはノー残業デー導入し、週1日は残業をしない日を設定し、朝礼や事業場内に掲示し、削減の徹底を図る。</p> <p>(2年度目) 1年度目の取組を引き続き実施するとともに、所定外労働の多く発生する部門等を把握し要員配置の見直し、その業務自体の見直しを積極的に実施し所定外労働の削減を図る。</p>
③ 労働者の抱える多様な事情、及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目) 現在、1年単位の変形労働時間制を採用しているが、この制度が労働者の要望等に合っているかどうか今回設置する労働時間等設定改善委員会で十分協議し、改善や要望等を次年度の内容に生かしていくようにする。</p> <p>(2年度目) 1年度目に労働時間等設定改善委員会と1年単位の変形労働時間制の内容について協議した要望等を生かした制度に改善する。 さらに、労働者の要望等により、新たな労働時間制度の創設についても労働時間等設定改善委員会において今後も協議を行う。</p>
④ 労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
⑤ ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>

(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択して記載してください。